

議案第54号

三朝町監査委員条例等の一部改正について

次のとおり三朝町監査委員条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年6月14日

三朝町長 吉田 秀光

平成14年6月19日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町監査委員条例等の一部を改正する条例

（三朝町監査委員条例の一部改正）

第1条 三朝町監査委員条例（昭和45年三朝町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（職員の賠償責任の決定等）</p> <p>第11条 監査委員は、法第243条の2第3項の規定による賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、その日から10日以内に、<u>同条第8項</u>の規定による意見を求められたときは、その日から20日以内に町長に通知又は提出しなければならない。</p>	<p>（職員の賠償責任の決定等）</p> <p>第11条 監査委員は、法第243条の2第3項の規定による賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、その日から10日以内に、<u>同条第4項</u>の規定による意見を求められたときは、その日から20日以内に町長に通知又は提出しなければならない。</p>

（三朝町水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 三朝町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年三朝町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引か

れた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第4項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

(三朝町営国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 三朝町営国民宿舎事業の設置等に関する条例(昭和41年三朝町条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により国民宿舎事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第4項の規定により国民宿舎事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、平成14年9月1日から施行する。